

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>信用取引口座約款</b></p> <p>(第1条～第6条 省略)</p> <p>第7条 (規制銘柄注文の失効)</p> <p>1. お客様の取引注文について、<b><u>第6条第2項及び第3項</u></b>が適用された注文については、失効されるものとします。</p> <p>(第8条～第10条第4項まで省略)</p> <p>第10条 (差入保証金、受入保証金)</p> <p>5. 信用取引を新規に行うにあたり必要となる受入保証金の最低額(以下、「最低必要保証金」といいます。)は、取引金額の30%相当額とします(建玉金額に対する、受入保証金の割合を「預託率」といいます。)。ただし、当該金額が30万円に満たない場合は、<b><u>30万円</u></b>とします。なお、金融商品取引所及び証券金融会社等又は、当社が預託率の規制又は変更を行った銘柄については、この限りではありません。</p> <p>(第6項～第8項まで省略)</p> <p><b><u>9. 反対売買による利益が生じた場合、決済日に当該利益額を委託保証金として差し入れるものとします。</u></b></p>	<p style="text-align: center;"><b>信用取引口座約款</b></p> <p>(第1条～第6条 省略)</p> <p>第7条 (規制銘柄注文の失効)</p> <p>1. お客様の取引注文について、<b><u>第5条第2項</u></b>が適用された注文については、失効されるものとします。</p> <p>(第8条～第10条第4項まで省略)</p> <p>第10条 (差入保証金、受入保証金)</p> <p>5. 信用取引を新規に行うにあたり必要となる受入保証金の最低額(以下、「最低必要保証金」といいます。)は、取引金額の30%相当額とします(建玉金額に対する、受入保証金の割合を「預託率」といいます。)。ただし、当該金額が30万円に満たない場合は、<b><u>30万円以上</u></b>とします。なお、金融商品取引所及び証券金融会社等又は、当社が預託率の規制又は変更を行った銘柄については、この限りではありません。</p> <p>(第6項～第8項まで省略)</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p>

<p>(第 11 条 省略)</p> <p>第 12 条 (最低必要保証金の維持)</p> <p>1. お客様は、受入保証金の額が最低必要保証金 (預託率 30%<u>又は 30 万円</u>) を下回った場合、新規建注文を行えないものとします。ただし、代用有価証券により差入保証金を差入れている場合、受入保証金の換算額は、差入れ後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した額を基に計算されるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 13 条 (最低預託率)</p> <p>1. 最低預託率は 20% (<u>30 万円を下回る場合は 30 万円</u>) とします。</p> <p>2. 預託率が 20% を下回った場合<u>又は、受入保証金が 30 万円を下回った場合は</u>、お客様は、下回った日の翌々営業日の 15 時 30 分までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金 (追証) を、当社からの請求の有無に関わらず当社に<u>現金により</u>差し入れるか、又は所定の額の建玉を決済するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 14 条～第 26 条 省略)</p> <p>第 26 条 (代用有価証券の出庫)</p> <p>(第 1 項 省略)</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客様から「口座振替依頼書」又は「特定口座</p>	<p>(第 11 条 省略)</p> <p>第 12 条 (最低必要保証金の維持)</p> <p>1. お客様は、受入保証金の額が最低必要保証金 (預託率 30%) を下回った場合、新規建注文を行えないものとします。ただし、代用有価証券により差入保証金を差入れている場合、受入保証金の換算額は、差入れ後の相場の変動による計算上の損失額等を考慮し計算した額を基に計算されるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 13 条 (最低預託率)</p> <p>1. 最低預託率は 20% とします。</p> <p>2. 預託率が 20% を下回った場合、お客様は、下回った日の翌々営業日の 15 時 30 分までに、必要保証金額を上回るために必要な額の追加保証金 (追証) を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるか、又は所定の額の建玉を決済するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 14 条～第 26 条 省略)</p> <p>第 26 条 (代用有価証券の出庫)</p> <p>(第 1 項 省略)</p> <p>2. 前項にかかわらず、お客様から「口座振替依頼書」又は「特定口座内</p>
---	---

<p>内保管上場株式等移管依頼書」を当社が受け付けた時点で委託証拠金率が 30%を下回る場合、あるいは出庫により委託証拠金率が 30%を下回る場合には、出庫をお受けできません。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 30 年 3 月 31 日 改訂</u></p>	<p>保管上場株式等移管依頼書」を当社が受け付けた時点、<u>又は受付後に実際の処理を行うまでの間に</u>、委託証拠金率が 30%を下回る場合、あるいは出庫により委託証拠金率が 30%を下回る場合には、出庫をお受けできません。</p> <p>(以下、省略)</p>
---	---

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
<p>(第1条～第8条 省略)</p>	<p>(第1条～第8条 省略)</p>
<p>第9条 <u>(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)</u></p> <p>1. お客様が支払いを受ける未成年口座内上場株式等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領するものとします。</p>	<p>第9条 <u>(未成年者口座及び課税未成年口座の廃止)</u></p> <p>1. お客様が支払いを受ける未成年口座内上場株式等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領するものとします。</p>
<p>(第10条～第20条 省略)</p>	<p>(第10条～第20条 省略)</p>
<p>第21条（課税未成年者口座への入出金処理）</p> <p>1. お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、<u>お客様名義の当社証券口座からの振替でのみ入金を承ります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第21条（課税未成年者口座への入出金処理）</p> <p>1. お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、<u>入金は次に定める方法によることとします。</u></p> <p><u>(1) お客様名義の預貯金口座からの入金</u></p> <p><u>(2) お客様名義の当社証券口座からの入金</u></p> <p><u>(3) 現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）</u></p>

<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年3月31日 改訂</u></p>	<p>(以下、省略)</p>
--	----------------